他都道府県での更新手続方法（経由申請）

運転者区分が「優良運転者」又は「一般運転者」の方は、和歌山県以外で更新手続きができます。

※ただし、下記の方は除きます。
・身体の状態に応じた条件（眼鏡等、補聴器、特定後写鏡使用の条件を除く）を付与されている方
・申請時に記載事項変更や再交付を併せて行う方
・免許再取得後の免許継続年数が5年未満の方

○申請できる期間

・運転免許証のみを保有している方：誕生日の1ヶ月前から誕生日までの間

・マイナ免許証を保有している方：表面記載の更新手続きができる期間

※　免許証の返納を除く保有形態の変更ができません。

○経由地更新手続きに必要なもの

①運転免許証更新通知書に記載の「更新手続きに必要なもの」

②免許用写真（6か月以内撮影、無帽、無背景、上三分身、縦3.0cm×横2.4cm）

③更新手数料（下記表を参考に、和歌山県証紙で事前にご用意ください。）

○免許証の交付について

申請から3週間経過した日以降になります。再検査の必要がある場合は、別途本人に通知します。今お持ちの免許証を持参してください。

郵送を希望する場合は、申請の際、受付窓口で申し込んでください。（別途手数料要）

ただし、マイナ免許証の場合は当日交付を受けることもできます。（ただし、マイナ免許証をすでにお持ちの場合に限ります。

詳細については申請する都道府県警察へお問い合わせください。

○受付時間・場所

事前に、申請する都道府県の運転免許センター等に確認してください。

経由地更新手数料（経由手数料、講習手数料別途必要）

更新後の免許証の形態		手数料
免許証のみ		2,750円
2枚持ち	手続きする都道府県でマイナ免許証交付の場合	2,500円
	和歌山県内でマイナ免許証交付の場合	2,850円
マイナ免許証のみ	手続きする都道府県でマイナ免許証交付の場合	1,000円
	和歌山県内でマイナ免許証交付の場合	1,950円